

広域的な移動需要調査及び LRT 清原トランジットセンター接続バス路線検討業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

この要領は、真岡市が発注する、広域的な移動需要調査及び LRT 清原トランジットセンター接続バス路線検討業務委託（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザルにより受注者の選定を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

広域的な移動需要調査及び LRT 清原トランジットセンター接続バス路線検討業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 1 8 日まで

(4) 契約限度額

6, 5 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当部署及び問合せ先

〒321-4395 栃木県真岡市荒町 5191 番地

真岡市総合政策課総合政策係 担当：小林、日向野

電話：0285-83-8102 FAX：0285-83-5896

電子メール：sougouseisaku@city.moka.lg.jp

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 真岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (3) 真岡市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (4) 真岡市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 32 号）第 2 条第 1 号又は第 6 条の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 過去 5 年以内（平成 28 年度から令和 2 年度）に、真岡市又は他の地方公共団体において、同種（交通に係る調査・分析及び公共交通の導入や再編に関する支援業務）又は類似業務の実績があること。

4 プロポーザル実施の手続き

(1) 実施スケジュール

公表から契約候補者選定までのスケジュールは、下記のとおりとする。

なお、日程については変更される可能性があり、日程に変更があった場合は別途通知する。

ア 実施要領等の公表	令和3年3月19日(金)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和3年3月26日(金)午後5時必着
ウ 質問に対する回答	令和3年4月2日(金)
エ 参加表明書の提出期限	令和3年4月9日(金)午後5時必着
オ 第一次選考結果通知日	令和3年4月16日(金)
カ 企画提案書の提出期限	令和3年4月27日(火)午後5時必着
キ 企画提案書審査及び動画視聴	令和3年4月28日(水)～ 令和3年5月10日(月)
ク 企画提案書質問事項送付	令和3年5月11日(火)
ケ 企画提案書質問事項回答期限	令和3年5月14日(金)午後5時必着
コ 第二次選考結果通知日	令和3年5月下旬
サ 契約締結	令和3年6月上旬

(2) 質疑・回答

本プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、質問書(様式第1号)を提出すること。

- ア 受付期間：令和3年3月26日(金)午後5時必着
- イ 質疑方法：電子メールによる
- ウ 提出場所：2(5)
- エ 回答期日：令和3年4月2日(金)
- オ 回答方法：真岡市ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出すること。

- ア 提出期限：令和3年4月9日(金)午後5時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所：2(5)
- ウ 提出方法：持参(平日の午前9時から午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る)。
※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。
※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和3年4月14日(水)午後5時までに参加辞退届(様式任意)を提出すること。

エ 提出書類

下表に掲げる書類を正本1部提出すること。

様式番号	書類名称	記入上の留意点	用紙サイズ等
様式第2号	参加表明書	記入漏れ、押印漏れのないように留意すること。	所定様式 A4版
様式第3号	会社概要等	提案者の概要について記載すること。	所定様式 A4版
様式第4号	業務実績一覧表	既に完了した業務及び現在策定中の業務（10件まで）について記載すること。契約書等の写しを添付すること。	所定様式 A4版
様式第5号	業務実施体制調書	管理、照査、主任各技術者の氏名、業務内容等について記載すること。連携・協力する企業がある場合にはその内容も記載すること。	所定様式 A4版
様式第6号-1から 様式第6号-3まで	予定技術者の実績調書	様式第5号に記載した管理技術者、照査技術者、主任技術者について、それぞれ実績（5件まで）を記載すること。	所定様式 A4版
—	見積書	項目の内訳がわかるよう価格明細を作成すること。また、消費税及び地方消費税を差し引いた金額で見積もり、消費税及び地方消費税相当額込みの金額もあわせて記載すること。	任意様式 A4版
—	「法人税」及び「消費税、地方消費税」に未納がないことの証明書	直近3か月以内の証明書を有効とする。写しも可とする。	任意様式

(4) 企画提案書の提出

企画提案書は次に定めるところにより作成すること。提出書類については、提出後の修正は認めない。

ア 提出期限：令和3年4月27日（火）午後5時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2(5)

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

エ 提出資料

第一次審査結果通知書により通知のあった事業者は、下表の書類を正本1部、副本10部提出すること。ただし、様式第7号の提案送付書は、正本1部のみの提出とする。

なお、企画提案書等の提出とあわせ、当該提案書のプレゼン動画（mp4）が保存されているDVD等及び書類の電子データ（PDF）が保存されているCD-R等を各1枚提出すること。

様式番号	書類名称	記入上の留意点	用紙サイズ等
様式第7号	提案送付書	記入漏れ、押印漏れのないように留意	所定様式 A4判
—	実施計画及び全体スケジュール	別紙仕様書の「5 業務内容」の項目について、順序立てて整理するとともに、想定されるスケジュールを記載すること。	任意様式 A3判 1枚
—	企画提案書		任意様式 A4判 片面印刷 5枚以内
電子媒体	プレゼン動画	企画提案内容を説明するプレゼンテーション動画を保存したもの。最長10分。	DVD又は Blue-ray (動画保存形式MP4)
	様式データ	実施計画及び全体スケジュール、企画提案書及び見積書が保存されたもの。	CD-R等

オ その他留意事項

(ア) 文章を補完するために必要な視覚的表現については、最小限の範囲とする。

(イ) 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。

(ウ) 1事業者1件の提案に限り、複数の提案は認めない。

(エ) 事業者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記入しないこと。

(5) 企画提案書等提出書類の取扱い

- ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書は、真岡市情報公開条例（平成11年条例第1号）に基づく公文書公開請求の対象となる。
- エ 市は必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する費用はすべて事業者の負担とする。
- カ 事業者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 選定された者の企画提案書等の著作権は、市に帰属する。
- コ 選定されなかった者の企画提案書等の著作権は、事業者に帰属する。
- サ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 選考方法

選考方法は、第一次選考（書類審査）、第二次選考（書類及び動画審査）の2段階審査方式とする。

(1) 第一次選考（書類審査）

- ア 第一次選考は、本実施要領2(5)に規定する担当部署において、審査基準（別表）に基づき客観的評価により、企画提案書を提出することができる者（第二次選考対象者）として、概ね3者を特定する。
- イ 第一次選考の結果は、第一次審査結果通知により行い、第二次選考の詳細についても通知する。

(2) 第二次選考（書類及び動画審査）

第二次選考は、審査基準（別表）に基づき、広域的な移動需要調査及びLRT 清原トランジットセンター接続バス路線検討業務選定委員会（以下「委員会」という。）により実施するものとし、提出された企画提案書の内容について審査を行う。ただし、企画提案書を説明するプレゼンテーション動画も参考とする。

なお、委員会は行政職員6名、外部有識者1名の計7名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。

6 審査方法等

下記の方法により、契約候補者を選定する。なお、参加申込者が1社でも参加すれば、選定は実施する。

(1) 第一次選考の審査方法

本実施要領5(1)のとおり

(2) 第二次選考の審査方法

ア 企画提案書の提出を受けて、委員会が、審査基準（別表）に定める評価項目に基づき、総合的に評価を行い、最優秀者及び次点者を特定し、最優秀者を契約候補者として選定する。なお、参加申込者が1社の場合でも、提案書の内容を審査し、委員会が適切な事業者と判断した場合は、契約候補者として選定する。

イ 選定委員は、評価項目について、あらかじめ設定した審査基準（別表）に基づき、選定委員個人が企画提案書の評価（審査）・採点を行い、その点数を合計する方法により得点を算出して、最も高い得点を得た者を契約候補者として選定し、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行うものとする。なお、企画提案書の内容に関する質問事項に対する回答も参考とする。

ウ 委員会は、提出された企画提案書の内容に関する質問事項を、事業者に対して、令和3年5月11日（火）正午までに電子メールで送付し、令和3年5月14日（金）午後5時までに電子メールでその回答の提出を求める。

(3) 候補者の選定方法

ア (2)による評価の総合点が最も高い者を契約候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初見積書の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された価格提案書の内容が最も安価な者を契約候補者として選定する。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2(4)の契約限度額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

(1) 契約候補者選定後、第二次選考の参加者全員に審査結果を書面にて通知する。また、下記項目について真岡市ホームページに公表するとともに、担当部署において閲覧に供するものとする。

ア 契約候補者の名称及び総合点

イ ア以外の参加者の数及びそれぞれの総合点

※契約候補者以外の者については符号により表記し、参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

- (2) 前項の規定により選定されなかった者が通知を受けたときは、当該通知日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に書面（任意様式）により、市長に対して非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、項目ごとの採点についての疑義は認めない。
- (3) 前項への回答は、同項期限の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面（任意様式）により行う。

7 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と真岡市の間で、業務等の内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合契約を締結する。
- (2) 契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した契約辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位の者を契約候補者とする。

8 その他留意事項

本実施要領に定めのない事項又は本実施要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

別表 広域的な移動需要調査及び LRT 清原トランジットセンター接続バス路線検討業務
審査基準

第一次選考

審査項目	配点	評価内容
業務実績	5	過去5年間の交通に係る調査・分析や類似業務の実績は十分か。
	5	過去5年間の公共交通の導入や再編に関する支援業務や類似業務の実績は十分か。
業務実施体制	5	業務実施体制は妥当であり、資格・業務経験を有した管理責任者が配置されているか。
見積額	15	配点×（提案価格のうち最低見積価格／見積価格）

第二次選考

審査項目	配点	評価内容
業務工程	5	市・事業者の役割分担は明確かつ適切であるか。
	5	具体的かつ詳細なスケジュールが示されており、適切な工程となっているか。
支援内容	5	市職員の作業量に十分配慮した、全体工程に即した支援が具体的に提案されているか。
提案内容	10	本市の公共交通や、隣接する市町の公共交通網整備などを踏まえ、提案内容に説得力があり、実効性、実現性のある提案となっているか。
	10	アンケート及びその他の需要調査の対象範囲や内容、実施方法等が、具体的かつ適正であり、また、接続方針に資するものであるか。
	10	想定ルートや運行方法等の提案内容が、実効性、実現性のある内容となっているか。
	10	仕様書に示す事項の他、専門的な知識と経験から高度かつ具体的な提案がされているか。
	10	仕様書に示す事項の他、専門的な知識と経験から高度かつ具体的な提案がされているか。
プレゼンテーション	5	提案資料は分かりやすく、説得力があり、業務に対する取組意欲、熱意が感じられるか。

合計	100
----	-----